

京都市教育委員会教育長告示第2号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に休所します。

平成25年6月12日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

臨時に休所する日 平成25年12月9日(月)及び同月10日(火)

(野外活動施設花背山の家事業課)